

塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助事業者認定基準

塩化ビニル管・継手協会

1. 復旧工事業者

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を認定する。

(1) 次の要件すべてに該当する者

- ① 塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度運用要領第2条(1)及び(2)の①に該当する事業者であること。
- ② 補助事業の業務を的確に遂行する能力を有すること。
- ③ 過去3年間、法令違反による行政処分を受けていないこと。
- ④ 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。

(2) 次の要件すべてに該当する者

- ① 熊本地震被災地の復旧にかかる被災自治体との工事請負契約を締結していること。
- ② 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。

2. 中間処理業者

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を認定する。

(1) 次の要件すべてに該当する者

- ① 塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度運用要領第2条(1)及び(2)の②に該当する事業者であること。
- ② 補助事業の業務を的確に遂行する能力を有すること。
- ③ 過去3年間、法令違反による行政処分を受けていないこと。
- ④ 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。

(2) 次の要件すべてに該当する者

- ① 廃塩ビ管の中間処理に際し、復旧工事業者からの産業廃棄物処理に関する契約 または 被災自治体からの災害廃棄物処理に関する契約を締結していること。
- ② 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。

3. リサイクル処理業者 A

(1) 次の要件すべてに該当する者を認定する。

- ① 塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度運用要領第2条(1)及び(2)の③に該当する事業者であること。
- ② 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。
- ③ 協会とリサイクル協力会社との契約を締結していること。

4. リサイクル処理業者 B

(1) 次の要件すべてに該当する者を認定する。

- ① 塩化ビニル管・継手リサイクル処理補助制度運用要領第2条(1)及び(2)の④に該当する事業者であること。
- ② 協会と補助事業実施契約を締結する意思があること。
- ③ 協会会員であること又は協会とリサイクル協力会社の契約を締結していること。

以上